

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

(平成二十二年四月一日)

(政令第百十二号)

改正 平成二三年一二月一六日政令第三九六号  
同 二四年 七月二五日同 第二〇〇号  
同 二五年 三月二九日同 第九九号  
同 二六年 三月三一日同 第一二四号  
同 二八年一一月二四日同 第三五三号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令をここに公布する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

(平二六政一二四・改称)

内閣は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第三条第二項、第四条第三項、第六条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二項並びに第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等)

- 第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。
- 一 法第三条第一項に規定する者(次号において「生徒等」という。)に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。)がいる場合 当該保護者
  - 二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等(当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)
  - 2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等(前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。)の市町村民税所得割(高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)が支給される月の属する年度(当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民

税を含む。第四条第二項第一号において同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。)の額(保護者等が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額。第四条第二項第一号及び第二号において同じ。)が三十万四千二百円以上である者とする。

(平二六政一二四・全改)

#### (高等学校等に在学した期間の計算の特例)

第二条 法第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

- 一 その初日において在学していた高等学校等(法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)が高等学校定時制課程等(高等学校(専攻科及び別科を除く。以下同じ。)若しくは中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。以下同じ。)の定時制の課程若しくは通信制の課程又は専修学校(高等学校の課程に類する課程であって、夜間その他特別な時間において授業を行うもの又は通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。)をいう。次号において同じ。)のみであった月
- 二 その初日において在学していた高等学校等が高等学校定時制課程等及びそれ以外の高等学校等であった月(当該高等学校定時制課程等が当該月に係る支給対象高等学校等(法第五条第一項に規定する支給対象高等学校等をいう。以下同じ。)であった月に限る。)

2 法第三条第三項の政令で定める月数は、一月の四分の三に相当する月数とする。

(平二五政九九・平二六政一二四・一部改正)

#### (支給限度額)

第三条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 高等学校等(次号から第六号までに掲げるものを除く。) 九千九百円
- 二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第六号及び次条第一項第一号において単に「国立大学法人」という。)の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程(第五号に掲げるものを除く。) 九千六百元
- 三 地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。)の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程(第五号に掲げるものを除く。) 二千七百元
- 四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程

(次号に掲げるものを除く。) 五百二十円

- 五 高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに専修学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。)で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者(法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条第二項及び第五条において同じ。)が当該学校に在学中の各月に支給される就学支援金の額の総額が三十五万六千四百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額
- 六 国立大学法人及び地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部 四百円  
(平二五政九九・平二六政一二四・平二八政三五三・一部改正)

#### (支給限度額の加算)

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

- 一 国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。)以外の者の設置する高等学校等
  - 二 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)
  - 三 地方公共団体の設置する専修学校
- 2 法第五条第二項の政令で定める受給権者は、次の各号に掲げる者とし、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 保護者等の市町村民税所得割の額が十五万四千五百円未満である受給権者(保護者等(保護者等が二人以上いるときは、その全員。第三号において同じ。)が当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者(次号及び第三号において「保護者等国内居住受給権者」という。)に限り、次号及び第三号に掲げる者を除く。) 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の一に相当する額を加えた額
  - 二 保護者等の市町村民税所得割の額が五万三千三百円未満である受給権者(保護者等国内居住受給権者に限り、次号に掲げる者を除く。) 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額を加えた額
  - 三 保護者等が市町村民税所得割を課されない者である受給権者(保護者等国内居住受給権者に限る。) 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げ

る区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額

(平二三政三九六・平二四政二〇〇・平二五政九九・平二六政一二四・平二八政三五三・一部改正)

(就学支援金の支給の停止)

第五条 法第八条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とする。

2 就学支援金は、法第八条第一項の規定による申出をした受給権者については、前項に規定する場合に該当する旨の申出をした日(当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。)の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日(当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。)の属する月までの間、その支給を停止する。

(平二六政一二四・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月一六日政令第三九六号)

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年七月二五日政令第二〇〇号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第四条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年三月二九日政令第九九号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(次項において「新令」という。)第二条第一項の規定は、平成二十五年四月以後の月に係る私立高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴

収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三項に規定する私立高等学校等をいう。以下同じ。)に在学した期間の計算について適用し、同年三月以前の月に係る私立高等学校等に在学した期間の計算については、なお従前の例による。

- 3 新令第三条の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年三月三十一日政令第一二四号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。